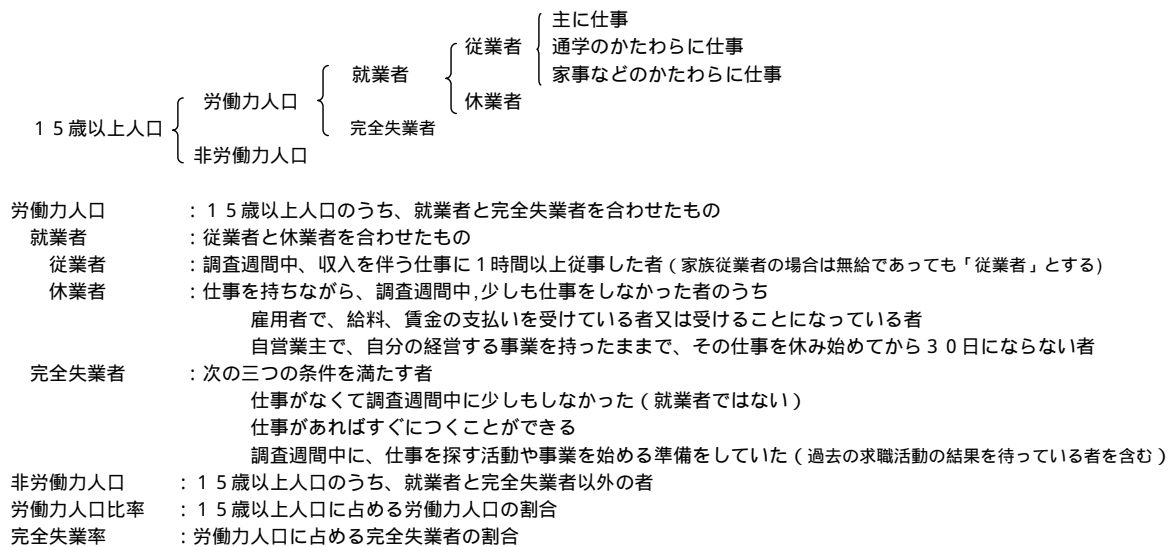
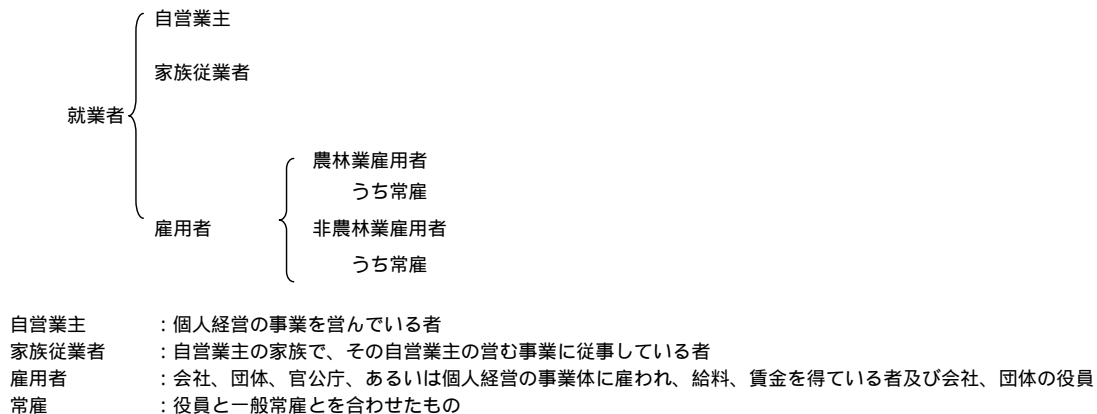


* 「東京の労働力」の用語の解説

就業状態は、15歳以上人口について、調査週間中(月末1週間)の活動状態に基づいて次のように区分しています。



従業上の地位は、就業者を次のように区分しています。



- 注) 1 この結果は、総務省所管の「労働力調査」(指定統計第30号)の東京都分のデータ(毎月約3,700世帯)を、総務省の協力を得て東京都が平成9年から集計したものです。
- 2 この統計調査は標本調査で、結果を推定するために誤差が生じます。
- 3 この統計表の実数は、すべて原数値です。季節調整はしていません。
- 4 各統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入してある、総数に分類不能又は不詳の数を含む、省略されている項目があるため、必ずしも計と一致しない場合があります。
- 5 結果の算出の基礎となる基準人口は、平成14年1月から平成12年国勢調査、平成19年1月から平成17年国勢調査の確定人口に基づく推計人口に切り替えが行われたため、平成14年分と平成19年分については統計上の不適合分が含まれる。
- 6 日本標準産業分類の改訂に伴い、就業者の産業別内訳は、平成14年平均に遡り、改訂後の産業分類で表章してあります。
- 7 平成15年平均結果より「年報」・「四半期報」として別々に公表しています。
- 8 日本郵政公社の産業分類では従来「官公」としていたが、平成19年10月1日に民営・分社化されたことに伴い、平成19年10～12月期平均から分類間の移動(情報通信業、複合サービス事業、サービス業)を行うとともに、企業の従業者区分(500人以上)は、それぞれの従業者区分(500人以上)に含めたので、時系列比較には注意を要する。